

公的関与の対象となる森林の範囲と判断基準

区 分	定 義	基 準	面積
ア.条件不利人工林 (一般私有林)	林業経営に適さない人工林 (一般私有林)	・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m <sup>3</sup> /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上	62千ha
イ.広葉樹林 (里山、ブナ林等)	放置された旧薪炭林等	・過密度(収量比数) Ry0.8以上※	37千ha
ウ.集落管理人工林	・生産森林組合 ・記名共有林 ・財産区有林	・人工林の全て	10千ha
エ.条件不利人工林 (公有林等)	林業経営に適さない人工林 〔・県・市町村営林(公有林) ・公社分収林(私有林)〕	・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m <sup>3</sup> /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上	9千ha
合 計			118千ha

<民有林(565千ha)の状況・内訳>

